

議案第 6 号

飯能市介護保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例
の一部を改正する条例（案）

飯能市介護保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例（平
成 1 2 年条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

飯能市介護保険保険給付費等支払基金条例

第 1 条中「保険給付費用」の次に「及び地域支援事業に要する費用（以下「保
険給付費等」という。）」を加え、「飯能市介護保険保険給付費支払基金」を
「飯能市介護保険保険給付費等支払基金」に改める。

第 6 条中「介護保険の保険給付費用」を「保険給付費等」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

令和 6 年 2 月 2 2 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市介護保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><u>飯能市介護保険保険給付費等支払基金条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、<u>介護保険の保険給付費用及び地域支援事業に要する費用</u>（以下「<u>保険給付費等</u>」という。）に充てるため、<u>飯能市介護保険保険給付費等支払基金</u>（以下「<u>基金</u>」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>保険給付費等</u>に充てる場合に限り、処分することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>飯能市介護保険保険給付費支払基金の設置、管理及び処分に関する条例</u></p> <p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、<u>介護保険の保険給付費用</u>に充てるため、<u>飯能市介護保険保険給付費支払基金</u>（以下「<u>基金</u>」という。）を設置する。</p> <p>(処分)</p> <p>第6条 基金は、<u>介護保険の保険給付費用</u>に充てる場合に限り、処分することができる。</p>